

# 新潟県中学校体育連盟規約

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 昭和22年 5月 6日 制定   | 昭和50年 3月19日 一部改訂        |
| 昭和35年 3月 2日 一部改訂 | 昭和51年 3月19日 一部改訂        |
| 昭和36年11月29日 一部改訂 | 昭和53年 5月30日 一部改訂        |
| 昭和41年 5月31日 一部改訂 | 昭和53年12月14日 一部改訂        |
| 昭和42年 5月20日 一部改訂 | 昭和54年12月14日 一部改訂        |
| 昭和44年 5月30日 一部改訂 | 平成 5年12月10日 一部改訂        |
| 昭和45年 3月 9日 一部改訂 | <u>平成18年12月 8日 一部改訂</u> |
| 昭和46年 3月10日 一部改訂 |                         |

## 第 1 章 総 則

**第1条** 本連盟は、新潟県中学校体育連盟と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

**第2条** 本連盟は、新潟県中学校体育の健全な発達を期することを目的とする。

**第3条** 本連盟は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- 1 学校体育の連絡統一
- 2 学校体育についての研究指導
- 3 体育運動に関する競技会等
- 4 その他目的達成上必要な事項

**第4条** 本連盟は、新潟県体育協会に加盟する。

## 第 2 章 組 織

**第5条** 本連盟は、県下郡市中学校体育連盟で組織する。

**第6条** 本連盟に専門部を置く。専門部に関する規程は別に定める。

本連盟に地区中学校体育連盟を置く。地区中学校体育連盟に関する規程は別に定める。

## 第 3 章 役 職 員

**第7条** 本連盟に下記の役員を置く。ただし、会長、副会長、理事及び監事の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 2 名
- 3 理 事 若干名 (内1名は理事長とする)
- 4 監 事 若干名
- 5 幹 事 若干名

**第8条** 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。  
会長及び副会長は、理事会で推薦し、代議員会で承認する。

**第9条** 理事長は、命を受け会務を執行する。  
理事長は、理事会で決める。  
理事長は、理事会を組織し、会務を掌理する。  
理事は、各地区より選出する。

**第10条** 監事は、収支決算について監査する。  
監事は、各地区より選出する。

**第11条** 幹事は、理事長を補佐し、本連盟の事務を処理する。  
幹事は、会長が委嘱する。

**第12条** 本連盟に特別委員会を置くことができる。  
特別委員は、必要に応じ理事会にて選出し、特別委員会を組織する。

## 第 4 章 会 議

**第13条** 理事会は、予算決算その他重要事項を審議する。

**第14条** 代議員は、原則として各連盟より2名並びに各専門部より1名選出する。

**第15条** 代議員会は、毎年二回開いて、下記の事項を審議する。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。

- 1 収支予算の決議及び決算の承認
- 2 本連盟の事業
- 3 その他必要と認められた事項

**第16条** 代議員会の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

## 第 5 章 会 計

**第17条** 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第18条** 本連盟の経費は、加盟各連盟の加盟金、寄付金、その他の収支で支弁する。

**第19条** 前条加盟各連盟の加盟金は、代議員会で決める。

**第20条** 会計に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 6 章 付 則

**第21条** 本規約は、代議員会において3分の2以上の同意がなければ変更できない。

**第22条** 本規約の実施についての付則は、必要に応じ理事会の決議を経て会長が決める。